

入札公告

次のとおり一般競争入札を実施する。

平成12年 4月14日

石川県知事 谷本正憲

1 一般競争入札に付する事項（対象工事）

（1）工事名 能登空港建設（用地造成）工事（その8）

工事場所 輪島市三井町洲衛から鳳至郡穴水町木原地内

完成期日 平成12年10月10日

工事概要 用地造成工

切土 $V = 869$ 千 m^3

盛土 $V = 547$ 千 m^3

排水工 1 式

（2）工事名 能登空港建設（用地造成）工事（その9）

工事場所 輪島市三井町洲衛から鳳至郡能都町太田原地内

完成期日 平成12年12月12日

工事概要 用地造成工

切土 $V = 1,026$ 千 m^3

盛土 $V = 994$ 千 m^3

排水工 1 式

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この工事の入札に参加することができる者は、石川県が発注する建設工事及び測量、建設コンサルタント等の業務の一般競争入札並びに指名競争入札に参加する資格を得ようとする者に必要な資格等（平成8年石川県告示第354号）に基づく特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であって、次に掲げる条件のすべてに該当し、かつ、知事によりこの工事に係る入札参加資格の確認を受けたものとする。

（1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条

- の4第1項の規定により一般競争入札に参加させることができない者以外の者であること。
- (2) 施行令第167条の4第2項の規定により一般競争入札に参加させないことができる者以外の者であること。
- (3) 入札参加資格確認申請書の提出期限の翌日からこの工事の入札の日までのいずれの日においても県の指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 次に掲げる資格を有するそれぞれに属する者1者ずつによる3者で構成されるものであること。

ア 資格1

次の要件をすべて満たす者

- (ア) 建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第3条第1項の許可に係る営業所の所在地が石川県内にあること。
- (イ) 平成10年度に実施された法第27条の23第1項の規定による経営事項審査の結果(審査基準日が平成9年10月1日から平成10年9月30日までの間にあるもので、かつ、平成10年建設省告示第1362号による改正後の法第27条の23第3項の経営事項審査の基準(平成6年建設省告示第1461号)に基づくものに限る。以下「経審結果」という。)における土木一式工事に係る総合数値(以下「総合数値」という。)が1,250以上であること。
- (ウ) 経審結果における土木一式工事の年間平均完成工事高が、対象工事の区分に応じ、次に掲げる金額以上であること。
- 対象工事(1)にあっては、23億円
- 対象工事(2)にあっては、25億円
- (エ) 昭和60年度以降国内において、高盛土(のり肩とのり尻の高低差が最大20m以上のもの。以下同じ。)の空港用地造成工事又は堤高30m以上のフィルダム工事を元請人(共同企業体にあっては、構成員を含む。)として施工した(施工中であるものを含む。)実績を有すること。
- (オ) 次に掲げる要件をすべて満たす者を専任の主任(監理)技術者として配置できること。
- 1級土木施工管理技士及び監理技術者の資格を有する者であること。
- 昭和60年度以降国内において、高盛土の空港用地造成工事又は堤高30m以上のフィルダム工事の施工に、主任技術者又は監理技術者として従事した経験を有する者であること。

イ 資格2

次の要件をすべて満たす者

- (ア) 法第3条第1項の許可に係る主たる営業所の所在地が石川県内にあること。
- (イ) 経審結果における総合数値が950以上であること。
- (ウ) 経審結果における土木一式工事の年間平均完成工事高が、対象工事の区分に応じ、

次に掲げる金額以上であること。

対象工事（１）にあつては、１４億円

対象工事（２）にあつては、１５億円

（エ）１級土木施工管理技士及び監理技術者の資格を有する者を専任の主任技術者又は監理技術者として配置できること。

ウ 資格３

次の要件をすべて満たす者

（ア）法第３条第１項の許可に係る主たる営業所の所在地が、羽咋、七尾、輪島又は珠洲土木事務所管内にあること。

（イ）経審結果における総合数値が９００以上であること。

（ウ）経審結果における土木一式工事の年間平均完成工事高が、対象工事の区分に応じ、次に掲げる金額以上であること。

対象工事（１）にあつては、９億円

対象工事（２）にあつては、１０億円

（エ）１級土木施工管理技士及び監理技術者の資格を有する者を専任の主任技術者又は監理技術者として配置できること。

３ 共同企業体の結成に関する留意事項

（１）共同企業体は、対象工事ごとに結成することとし、一の対象工事において同一の者が二以上の共同企業体の代表者又は構成員となることはできない。

（２）代表者は、２（４）アの資格１の要件を満たす者であつて、構成員のうち最も大きな総合数値を有し、かつ、出資比率が構成員のうち最も大きなものであること。

（３）構成員の出資比率は、２０％以上とする。

４ 入札参加資格の確認手続等

この工事の入札に参加を希望する者は、（１）及び（２）に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を知事に提出し、共同企業体資格の審査及び入札参加資格の確認を受けなければならない（対象工事（１）若しくは（２）の一方又は対象工事（１）（２）両方の申請が可能。）。

なお、提出期限までに申請書等を提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

（１）特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書

特定建設工事共同企業体協定書及び各構成員の経審結果通知書の写しを添付すること。

（２）入札参加資格確認申請書（別記様式）

対象工事（１）（２）両方に入札参加を希望する同一の構成員による共同企業体は、

(1) については対象工事ごとに、(2) については工事名欄に対象工事名を列記すること。

(3) 申請書等の提出期間等

- ア 提出期間 平成 12 年 4 月 14 日 (金) から同月 26 日 (水) まで
(石川県の休日を守る条例 (平成元年石川県条例第 16 号) 第 1 条第 1 項に規定する県の休日 (以下「県の休日」という。) を除く。)
- イ 提出時間 午前 9 時から午後 5 時まで
- ウ 提出場所 石川県土木部監理課
- エ 提出部数 入札参加資格確認申請書 2 部
入札参加資格審査申請書及び添付資料 1 部
- オ 提出方法 持参により提出すること。

(4) 入札参加資格の確認結果の通知

- ア 入札参加資格の確認は、2 (3) に定める要件を除き、平成 12 年 4 月 26 日現在の事実をもって行うものとする。
- イ アの確認の結果は、平成 12 年 5 月 2 日 (火) までに入札参加資格確認結果通知書を郵送して行う。

(5) 入札参加資格否認の理由の説明

- ア 入札参加資格がないと認められた者は、石川県土木部長に対し、その理由の説明を求めることができる。
- イ 理由の説明の請求は、平成 12 年 5 月 11 日 (木) 午後 5 時までに書面により行わなければならない。
- ウ 理由の説明は、書面により行う。

5 設計図面等を示す場所

この工事に係る設計図面及び仕様書 (以下「設計図書等」という。) の閲覧及び貸出しは、次のとおり行う。

(1) 閲覧及び貸出場所 石川県土木部監理課

(2) 閲覧期間 平成 12 年 4 月 14 日 (金) から同年 5 月 22 日 (月) まで (県の休日を除く。)

(3) 閲覧時間 午前 9 時から午後 5 時まで

(4) 貸出期間 平成 12 年 5 月 2 日 (火) から同月 11 日 (木) まで (県の休日を除く。)

(5) 貸出しの申込み

- ア 入札参加資格の確認を受けた者が設計図書等の貸出しを希望するときは、書面により申し込むこと。
- イ 貸出しは、半日単位で行い、申込みが重複したときは、貸出日の調整を行う。

(6) 設計図書等に関して質問があるときは、簡易な事項に関するものを除き、平成 12 年 5 月 11 日 (木) までに石川県土木部監理課へ書面により行うこと。

回答は、書面により本人に通知し、その写しは、石川県土木部監理課において閲覧に供するものとする。

6 入札の日時及び場所

- (1) 日時 対象工事(1)平成12年5月22日(月)午後3時
対象工事(2)平成12年5月22日(月)午後3時30分
- (2) 場所 対象工事(1)(2)石川県庁新館4階第10会議室

7 入札保証金 免除する。

8 落札価格

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

9 入札に関する注意事項

- (1) 入札参加者は、入札当日、入札参加資格確認結果通知書を提示しなければならない。
- (2) 入札参加者は、契約書案、土木部競争入札心得、設計図書等を熟覧の上、入札をしなければならない。
- (3) 入札参加者は、入札書を入札箱に投入する前に、見積内訳書を提出しなければならない。見積内訳書を提出しない者は、入札に参加することができない。
- (4) 入札参加資格を有すると認められた者が入札を希望しないときは、入札に参加しないことができる。この場合において、県は、入札に参加しないことを理由に不利益な取扱いを行わない。
- (5) 予定価格の範囲内の価格で県の設定した最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (6) 郵便又は電報による入札は認めないので、入札参加者は、6に定める入札日時及び場所に集合すること。

10 入札の無効

入札参加資格のない者、虚偽の入札参加資格の確認申請を行った者、見積内訳書を提出しない者及び土木部競争入札心得に違反した者のした入札は、無効とする。

1 1 契約の条件

(1) 契約書の要否

落札決定の通知を受けた日から起算して5日以内(当該期間内に県の休日に当たる日があるときは、その日を加算した期間)に、契約書案による仮契約書を作成し、仮契約を締結しなければならない。なお、この工事の契約締結については、事前に石川県議会の議決を要するので、当該仮契約は、石川県議会でのこの工事の請負契約の締結に係る議案が議決されたときに本契約となるものとする。ただし、県は、当該議案が石川県議会で議決されなかった場合でも、仮契約の相手方に対していかなる責任も負わない。

(2) 契約保証金

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)の規定により納付すること。ただし、同規則の規定により、契約保証金に代えて、担保を提供し、又は納付の免除を受けることができる。

(3) 工事代金の支払条件等

ア 前払金の額

請負代金の額の40%以内(ただし、当該請負代金の額の1億円を超え10億円以下の部分については30%以内、10億円を超える部分については15%以内)の額

イ 部分払の回数

石川県財務規則第147条第2項の規定による回数

1 2 問い合わせ先

石川県土木部監理課建設業係 電話番号 076 - 223 - 9282

